

Change

2012年 6月 19日

No. 27

J R 東海 労新幹線 関西 地本

ホームページ: http://www.geocities.jp/jrcu_s_kansai/

メール: jrcu_kansai@ybb.ne.jp

職場で行われる「社員の規律・規範教育」!

でも会社の「不法行為」は許されるの?!

各職場では最近「平成24年度実行計画」に基づいて社員の「規律・規範教育」が頻繁に行われ、「会社の信用を失墜するような行動をしないように」などと管理者が口酸っぱく言っています。

もちろん社会人として犯罪に手を染めるようなことがあってはいけません。しかし、社員の私生活に立ち入ったような「個」を侵害するようなことも多く言われています。

そればかりか「規律」を説く会社自らが「不法行為」を犯していたことがこのたび最高裁判所に断罪されました。

最高裁判所が労働委員会の命令を支持!

6月12日に「労働組合の活動を快く思わない会社が職場でビラ配布をした社員に就業規則の書き写しをさせたり、組合ビラを掲示板からはがしたことは不当労働行為である」ということが確定しました。(HP参照)

この事案は2005年当時の事柄ですが、今現在も当時と同じように「一方的な休日出勤」や「些細なことに対する事情聴取」、「威圧的な管理者の指導」や「希望もしない配転」など社員の皆さんの不満が渦巻いています。

社員はそれぞれ労働組合に所属しています。

ぜひ労働組合に働く者の声を代弁してもらおうではありませんか!!